

〔第一問〕 —50 点—

問 1 次の各問に答えなさい。

- (1) 「課税資産の譲渡等」と「課税仕入れ」について、それぞれの意義を述べなさい。

また、一の取引について、売主が行う取引が「課税資産の譲渡等」に該当するのであれば、買主側では「課税仕入れ」に該当するというように、「課税資産の譲渡等」と「課税仕入れ」は、表裏の関係にあるものであるが、表裏の関係とならない取引がある場合には、その取引について理由を付して具体的に述べなさい。

(注) 解答に当たっては、消費税法施行令に定める事項については、触れる必要はない。

- (2) 非課税となる国内取引のうち、税の性格から課税対象とすることになじまないものを簡潔に述べなさい。

また、「課税売上割合」の計算方法、及び「課税売上割合」の計算上、上記非課税となる国内取引について、注意すべき点を述べなさい。

- (注) 1 非課税となる国内取引の解答に当たっては、消費税法施行令に定める事項については、触れる必要はなく、例えば消費税法別表第 1 第 1 号で規定する非課税取引は「土地の譲渡、貸付け」、同法別表第 1 第 2 号で規定する非課税取引は「有価証券、支払手段の譲渡」のように簡潔に記載する。

- 2 「課税売上割合」の計算方法の解答に当たっては、適宜算式を用いることとして差し支えない。

問 2 次の(1)～(3)の各問について、選択欄から正解を 1 つ選んで、その理由を述べなさい。また、消費税の計算に当たり注意すべき点があればそれについても述べなさい。

なお、特に断りがない限り、いずれも国内において行われた取引である。

- (1) 当社は、当社の代表者が所有する土地に借地権を設定し、その土地を当社の営業所として利用しています。

この度、甲市における道路改良事業のため、当社の営業所として利用している土地が、甲市に収用されることとなりました。

このため、当社と甲市は土地収用に伴う借地権の権利消滅補償契約を締結し、当社は、甲市から借地権を消滅させることに対する補償金を受け取ることとなりました。

この補償金に係る取引について、消費税法令の適用関係はどのようになりますか。

〈選択欄〉

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外(不課税取引)

〔第一問〕 －25点－

次の各設問に解答しなさい。

【設問1】

消費税法第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等の定義について述べなさい。

なお、消費税法施行令第2条に規定する資産の譲渡等の範囲についても触れなさい。

【設問2】

消費税法では、国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さないこととされているが、この別表第一に掲げる取引について簡潔に述べなさい。

1. 国内取引（法6①、別表第一、令8）

重要度◎

国内において行われる資産の譲渡等のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡、貸付け（貸付期間が1月未満の場合及び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）
- (2) 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）、支払手段（収集品及び販売用のものを除く。）その他これらに類するもの（以下「有価証券等」という。）の譲渡
- (3) 利子を対価とする金銭の貸付け、信用の保証としての役務の提供、公社債投資信託等に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供その他これらに類するもの
- (4) 次の資産の譲渡
 - ① 日本郵便株式会社等が行う郵便切手類、印紙の譲渡
 - ② 地方公共団体又は売りさばき人が行う証紙の譲渡
 - ③ 物品切手等の譲渡
- (5) 次の役務の提供
 - ① 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
 - ② 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とするもの
 - ③ 外国為替業務に係るもの

- (6) 健康保険法等に基づく資産の譲渡等
- (7) 次の資産の譲渡等
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス等
 - ② 社会福祉事業、更生保護事業として行われる資産の譲渡等（生産活動に基づくものを除く。）
- (8) 医師等による助産に係る資産の譲渡等
- (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供
- (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付けその他の資産の譲渡等
- (11) 学校教育法等に規定する教育として行う役務の提供
- (12) 学校教育法に規定する教科用図書の譲渡
- (13) 住宅の貸付け（契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限るものとし、貸付期間が1月未満の場合等を除く。）

2. 輸入取引（法6②、別表第二）

重要度○

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 有価証券等
- (2) 郵便切手類
- (3) 印 紙
- (4) 証 紙
- (5) 物品切手等
- (6) 身体障害者用物品
- (7) 教科用図書

- (2) 当社は、国外の石油化学プラントの建設工事における技術的な指導、助言、監督に関する業務契約を国内の建設業者と3千万円で締結しました。

この技術的な指導等は、当該建設業者に対して国外の建設工事現場で行うものです。

また、石油化学プラントの建設資材の大部分は国内で調達されます。

この場合の業務契約に係る取引について、消費税法令の適用関係はどのようなになりますか。

＜選択欄＞

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外(不課税取引)

- (3) 当社は、国外から家具を輸入して国内で販売しています。当社は、輸入先国には事務所は設けていないのですが、輸入品の代金決済のために、輸入先国の銀行(日本国内に支店は無い。)に預金口座を開設し、外貨預金を持っています。

この外貨預金から生ずる利息に係る取引について、消費税法令の適用関係はどのようなになりますか。

＜選択欄＞

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外(不課税取引)

- ⑨ 内国法人Q社（国外に支店等を有していない。）は、内国法人R社（国外に支店等を有している。）と海外で行うプラント建設工事について技術的な指導、助言、監督に関する業務契約を締結した。

なお、当該役務の提供は、R社に対して国外で行われており、このプラント建設工事の資材の大部分は国内で調達されている。

この場合にQ社が行うこれらの役務の提供について。

- （注）当該役務の提供は、消費税法施行令第6条第2項第6号《専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査等の役務の提供場所》に規定する甲社の専門的な技術の提供に該当する。

問2

消費税では、消費地課税主義の考え方にに基づき、法施行地外で消費される輸出取引等については、消費税を免除している。

また、外国人旅行者等（非居住者）が免税店で物品を購入し、その物品を国外に持ち帰り消費する行為に対しても同様の理由から輸出物品販売場制度が設けられている。

- （1）消費地課税主義の考え方について日本の立場から説明しなさい。
（2）平成27年6月に行われた輸出物品販売場における物品（電化製品8,000円、化粧品7,000円、合計15,000円）の譲渡が免税の対象となるかどうか理由を付して述べなさい。

なお、当該物品の譲渡は、同一の輸出物品販売場において同一の日に同一の非居住者に対して所定の方法により販売したものであり、上記金額はいずれも税抜の金額である。

- （3）消費税法第7条に規定する輸出免税等について述べなさい。
ただし、消費税法施行令及び消費税法施行規則に規定する部分について述べる必要はない。
（4）下記①及び②の各取引が、次の枠内のいずれに該当するか記号で解答を示した上で、消費税の適用関係を述べなさい。

- | | |
|---|-------------|
| イ | 課税売上げ（課税取引） |
| ロ | 不課税取引 |
| ハ | 非課税取引 |
| ニ | 免税取引 |
| ホ | 国内における課税仕入れ |
| ヘ | 上記ホ以外の仕入れ |

（注）複数該当するものがある場合には、そのすべてを解答すること。

- ① 内国法人S社（国外に支店等を有していない。）は、製品（課税資産に該当する。）の販売に使用するため外国法人T社（国内に支店等を有していない。）が所有する商標権（日本でのみ登録されている。）を借受け、使用料を支払っている。

この場合にS社が行う商標権の借受けについて。

- ② 内国法人U社（国外に支店等を有していない。）は、U社の所有する製品（課税資産に該当する。）製造に関する特許権と外国法人V社（国内に支店等を有していない。）の所有する特許権との相互使用契約（クロスライセンス契約）を締結し、U社がV社に支払うべき使用料5,000,000円からV社がU社に支払うべき使用料の金額を相殺した差額1,000,000円をV社に支払っている。なお、双方の特許権は、ともに日本とドイツで登録されている。

この場合にU社が行う特許権に関する取引について。

問 1

甲株式会社(以下「甲社」という。)は、印刷業及びインターネットによるフォトアルバム販売業並びに不動産賃貸業を営んでいる法人であり、甲社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの当課税期間における取引の状況等は、次の〔資料〕のとおりである。

これに基づき、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)又は還付を受けるべき消費税額(以下「還付税額」という。)を、その計算過程(判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して計算しなさい。

解答は、答案用紙の所定の箇所に記入し、個別に指示されている場合はその指示に従うこと。したがって、所定の箇所以外に記入されているものは、採点の対象としない。また、計算した数値が 0 となる場合は、0 と記入し、空白と区別しなさい。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

1. 会計帳簿における経理について、すべて消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により処理(税込経理)されている。
2. 取引等は、特に断りのある場合を除き、いずれも国内において行われたものである。
3. 納付税額又は還付税額の計算に当たって、消費税法の規定に基づき適用される計算方法が 2 以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる、又は還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。
4. 甲社は、課税売上割合が 95 % 未満となる課税期間については、課税標準額に対する消費税額から控除する仕入れに係る消費税額の計算に当たり、個別対応方式(消費税法第 30 条第 2 項第 1 号に規定する計算方式)により計算を行っており、当課税期間においても、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。なお、消費税法第 30 条第 3 項第 2 号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。
5. 甲社は、「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第 9 条第 4 項に規定する届出書をいう。)及び「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書をいう。)を提出したことはない。
6. 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されているが、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第 43 条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定を適用した仮決算による中間申告書は提出されていない。
7. 課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等(以下「譲渡等」という。)にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通課税仕入れ」という。)の区分については、特に記載があるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等にのみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にのみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。

〔第二問〕－50点－

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、宅配事業、飲食事業、ワイン販売事業及び不動産賃貸事業を営んでいる法人であり、甲社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの当課税期間（事業年度）における取引等の状況は次の【資料】のとおりである。

これに基づき、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額（以下「納付税額」という。）又は還付を受けるべき消費税額（以下「還付税額」という。）をその計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して計算しなさい。解答は、答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提として答えなさい。

- (1) 会計帳簿による経理処理は、すべて消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含んだ金額により処理（税込経理）されている。
- (2) 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものである。
- (3) 納付税額又は還付税額の計算に当たって、消費税法の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる、又は還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。
- (4) 甲社は、消費税法第9条第4項に規定する届出書（消費税課税事業者選択届出書）を提出したことはない。
- (5) 甲社は、課税事業者に該当後速やかに消費税法第57条第1項に規定する届出書（消費税課税事業者届出書）を提出し、平成27年3月16日に平成27年4月1日から平成28年3月31日を適用開始課税期間とする消費税法第37条第1項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する届出書（消費税簡易課税制度選択届出書）を提出している。なお、その後、消費税法第37条第4項に規定する届出書（消費税簡易課税制度選択不適用届出書）を提出していない。
- (6) 当課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等については、消費税法施行令第57条第5項第1号から第6号に規定する事業の種類ごとに適正に区分されているものとする。
- (7) 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されているが、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第43条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定を適用した仮決算による中間申告書は提出されていない。
- (8) 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って保存されている。
- (9) 課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通課税仕入れ」という。）の区分については、特に記載があるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確に区分されているものは、課税資産の譲渡等にのみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にのみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。

(4) 「給与手当」には、甲社の下請会社であるD株式会社に出向している甲社の社員に対し経営指導料（給与負担金の性質を有するものである。）として支払っているものが3,600,000円含まれている。その他、課税取引に該当する出張旅費等は含まれていない。

(5) 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|--|-------------|
| ① 社会保険料及び労働保険料の事業主負担分 | 6,170,000 円 |
| ② 社内の慶弔規程に基づき現金で支出した香典、見舞金等の慶弔費 | 450,000 円 |
| ③ 社内の表彰規程に基づき永年勤続者に対して贈呈した記念品の購入代金 | 250,000 円 |
| ④ 従業員慰安のための国内旅行費用（運転手への心づけ 10,000 円を含む。） | 210,000 円 |

(6) 「旅費交通費」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|---|-------------|
| ① 国内出張に係る旅費 | 1,954,600 円 |
| ② 退職者が赴任先から転居のために要した旅費（日当 50,000 円を含む。） | 256,000 円 |
- なお、この金額はその転居に伴う旅費として通常必要と認められる金額である。
- | | |
|-----------|-------------|
| ③ 社員の通勤手当 | 2,650,000 円 |
|-----------|-------------|

(7) 「賃借料」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|---------|-------------|
| ① 本社の家賃 | 4,200,000 円 |
|---------|-------------|

平成 24 年 9 月 30 日に締結した、契約期間を 5 年間とする賃貸借契約に基づくものであり、契約当事者の協議により契約期間中において家賃の額を変更することができる旨規定されている。

- | | |
|------------|-------------|
| ② 車両のレンタル料 | 1,757,000 円 |
|------------|-------------|

上記のうち 655,200 円は平成 25 年 6 月 27 日に契約（契約期間は 3 年間であり、契約期間中におけるレンタル料の変更をすることはできない旨規定されている。）した車両に係るものである。

(8) 「接待交際費」には、販売先である国内の得意先に現金で支出した香典、見舞金等の慶弔費として 300,000 円、また、接待交際費として支給したにもかかわらず精算されていないいわゆる渡切交際費が 150,000 円含まれており、その他はすべて課税仕入れに該当するものである。

(9) 「水道光熱費」のうち、124,300 円は建物 A に係るものであり、972,000 円はマンション B の共用部分に係るものである。これ以外の 738,800 円はすべて本社事務所に係るものである。

(10) 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|---|-------------|
| ① 労働者派遣手数料 | 2,800,000 円 |
| ② 税理士報酬 | 1,500,000 円 |
| ③ クレジット会社への加盟店手数料 | 750,000 円 |
| ④ 取引先に支払った販売奨励金 | 530,000 円 |
| ⑤ 下記 8(1)の外国製機械（以下「機械 J」という。）を購入する際に支払った外国銀行への送金手数料 | 12,000 円 |
| ⑥ その他課税仕入に該当するもの | 1,358,000 円 |

- ② 商品及び製品カタログの作成費 198,000円
- (12) 「荷造運送費」の内訳は、次のとおりである。
- ① 商品及び製品の国内の輸送運賃及び包装費 1,475,540円
- ② 輸出しようとする製品の指定保税地域内の荷役料 22,360円
- ③ 製品の輸出に係る通関手数料 122,000円
- ④ 製品の輸出に係る国内から国外までの輸送運賃 700,100円
- (13) 「通信費」には、本社から香港店への電話料金78,000円及び香港店から本社への電話料金32,000円が含まれているが、これら以外の370,000円は共通課税仕入れに該当する。
- (14) 「交際費」には、次のものが含まれているが、これら以外は課税取引以外のものである。
- ① 甲社の取引関係者に送付した全国百貨店共通商品券の購入金額 150,000円
- ② 国内における商品及び製品の販売に係るもので、課税仕入れに該当するもの 273,750円
- ③ 国内の取引先の役員の葬儀に際し現金で支出した香典 15,000円
- ④ 上記③に係る生花代 (共通課税仕入れに該当するものとする。) 6,250円
- (15) 「賃借料」の内訳は、次のとおりである。
- ① 東京店に係る家賃 1,080,000円
- ② 香港店に係る家賃 300,000円
- ③ 複合機のリース料 336,000円
- 本社で使用する複合機のリース契約 (契約日：平成25年9月14日、引渡日：平成26年2月20日、リース期間：5年、リース料総額：1,680,000円) に係る当課税期間中のリース料である。
- 当該リース契約は、次の要件を満たすオペレーティングリース取引に該当するものである。
- < 要 件 >
- イ 貸付けの期間及び対価の額が定められている。
- ロ 事情の変更等により対価の額の変更を求めることができる旨の定めはない。
- (16) 「租税公課」は、課税取引以外のものである。
- (17) 「支払手数料」には、次のものが含まれているが、これら以外の28,390円は共通課税仕入れに該当する。
- ① 国内における商品及び製品の販売につき、宅配業者へ支払った代金引換手数料 72,110円
- ② 外国為替手数料及び国外への送金手数料 12,000円
- (18) 「会議費」は、甲社の株主総会の費用であり、すべて共通課税仕入れに該当する。
- (19) 「その他の費用」の内訳は、次のとおりである。
- ① 課税仕入れとなるもののうち、課税資産の譲渡等によりのみ要するもの 4,500,000円
- ② 共通課税仕入れに該当するもの 2,945,000円
- ③ 課税仕入れの対象とならないもの 200,000円
- (20) 「受取利息及び配当金」の内訳は、次のとおりである。
- ① 銀行の預金利息 1,812円
- ② 外国銀行 (非居住者) が発行した社債の償還に係る償還差益 30,000円
- ③ 取引金融機関の出資金に係る配当金 6,000円
- (21) 「有価証券売却益」は、関連会社K社 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

1 電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税の対象となる国内取引に該当するかの判定場所を、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等とする見直しが行われた。

(1) 国内取引の判定

電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定については、次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

改正前（役務の提供が行われた場所が明らかでないもの）
役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地
改正後（電気通信利用役務の提供）
役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地

(2) 国外事業者（法2①四の二）

非居住者である個人事業者及び外国法人をいう。

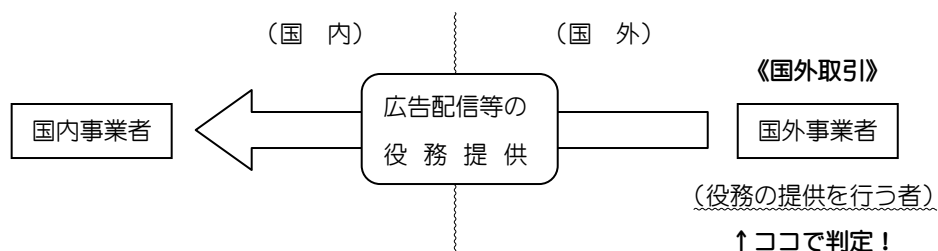
(3) 電気通信利用役務の提供（法2①八の三）

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

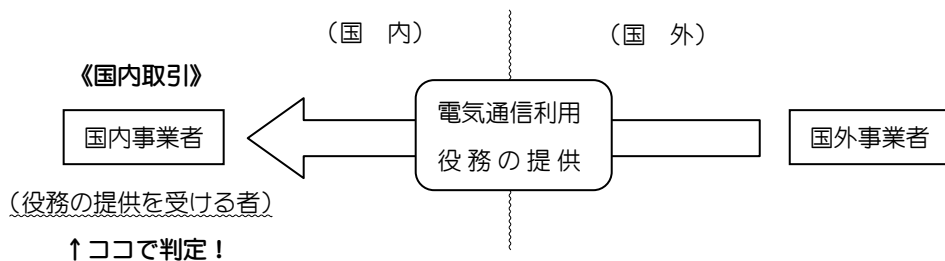
具体的には、電気通信回線（インターネット等）を介して行われる電子書籍や音楽、ソフトウェア等の配信のほか、ネット広告の配信やクラウドサービスの提供、さらには電話や電子メールなどを通じたコンサルタントなどが該当する。

【国内取引の判定（国外事業者が役務提供を行う場合）】

(1) 改正前

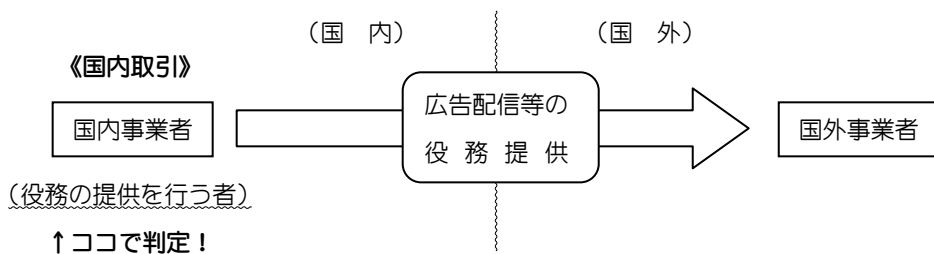


(2) 改正後

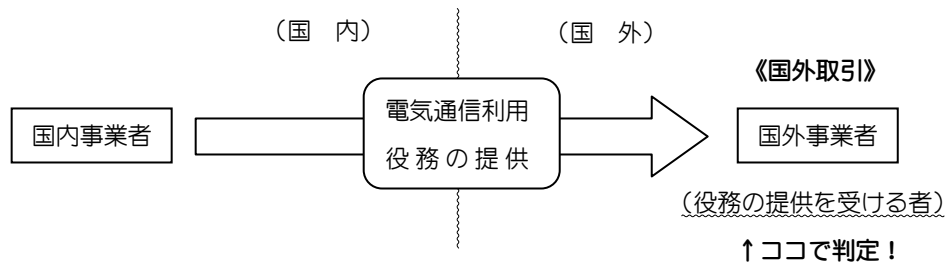


【国内取引の判定（国内事業者が役務提供を行う場合）】

(1) 改正前



(2) 改正後

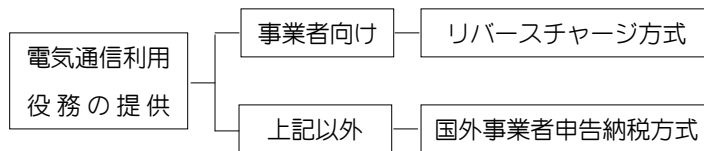


2 課税方式の見直し（リバースチャージ方式の導入）

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のものとに区分することとされた。

消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡等に係る申告・納税を行うが、「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入された。

なお、電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについては、その役務の提供を行った事業者が消費税の申告・納税を行うことになる。



(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供（法2①八の四）

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

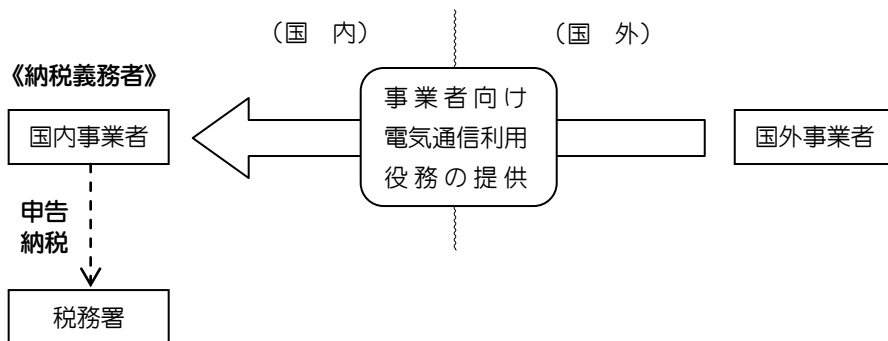
具体的には、インターネット上での広告の配信やゲームをはじめとするアプリケーションソフトをインターネット上のWebサイトで販売する場所を提供するサービスなどが該当する。

(2) (1)以外の電気通信利用役務の提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）

具体的には、対価を得て行われるもので、消費者も含め広く提供される、インターネット等を通じて行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア（ゲームなどの様々なアプリケーションを含む。）の配信等が該当する。

【課税方式】

(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供（リバースチャージ方式）



(2) (1)以外の電気通信利用役務の提供（国外事業者申告納税方式）

